

通所サービス重要事項説明書

<令和6年5月16日現在>

1 相談、要望、苦情等の窓口

通所サービスに関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

1 担当者等
・ 苦情受付担当者 法人本部 総務係長 石原 美保
・ 苦情解決責任者 法人本部 総務部長 井田 暁男
電話番号 04-2966-7171 (受付時間 午前10時～午後3時)
2 第三者委員
・ 元民生委員 荒井 正 武
電話番号 04-2963-0904
・ 山本 勇
電話番号 04-2964-4426
3 通常の事業の実施地域
・ 入間市 介護保険課
電話番号 04-2964-1111(代)
・ 狭山市 長寿安心課
電話番号 04-2953-1111(代)
・ 飯能市 介護福祉課
電話番号 042-973-2111(代)
・ 日高市 長寿いきがい課
電話番号 042-989-2111(代)
4 埼玉県国民健康保険団体連合会介護福祉課 介護サービス苦情相談窓口
電話番号 048-824-2568

2 杏花里デイサービスセンターの概要

(1) 提供できる通所サービスの種類 通常規模型通所介護・単独型指定認知症対応型通所介護
第1号通所事業(入間市通所介護相当サービス)

(2) 事業所の名称及び所在地等

事業所名	杏花里 デイサービスセンター
所在地	埼玉県入間市新光115-5
介護保険指定事業者番号	通所介護 1172800318
通常の事業の実施地域	入間市、狭山市、飯能市、日高市

上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(3)同センターの職員の職種、員数及び職務内容

① 管理者 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 生活相談員 3名

生活相談員は、利用者及び家族からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画作成、関係機関との連絡調整を行う。

③ 看護職員 2名

看護職員は、利用者の日々の健康チェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

④ 介護職員 13名

介護職員は、利用者の入浴、排泄、給食等の介助及び援助を行う。

⑤ 機能訓練指導員 2名

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

⑥ 管理栄養士 1名

管理栄養士は、給食献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導を行う。

⑦ 運転手 相当数

運転手は、利用者の送迎のほか、通所介護の提供に従事する。

⑧ 事務職員 相当数

事務職員は、必要な業務を行う。

(4)同センター設備の概要

定員 35名	通常規模型通所介護・第1号通所事業(入間市通所介護相当サービス) 35名	静養室	1室
		相談室	1室
食堂・機能訓練室	各1室	送迎車	4台
浴室	普通浴槽とリフト浴があります。		

(5)通所サービス時間

営業日	月曜日～土曜日とする。
利用時間	午前8時45分～午後4時15分

(6)通所サービス内容

介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練その他必要な介護を行います。具体的な内容は日課表【別紙2】をご覧ください。

3 料金

(1)利用料・キャンセル料

【別紙1】をご覧ください。

(2)キャンセル規定

利用者のご都合で通所サービスを中止する場合、【別紙1】に定めるキャンセル料がかかります。

(3)支払方法

利用者の当月利用料は、翌月10日までに請求書を利用者に送付し、15日にゆうちょ銀行もしくは27日にリコーリース株式会社(集金代行サービス)にて各指定口座より引き落としになります。尚、ゆうちょ銀行の方は15日に引き落としができなかった場合には、25日に再度引き落としになります。

利用料入金確認後の翌月10日までに領収証を発行します。

お支払方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

4 通所サービスの利用方法

(1) 通所サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

介護計画作成と同時に契約を結び、通所サービスの提供を開始します。

個別サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護支援事業者または地域包括支援センターの担当者にご相談ください。

(2) 通所サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合で通所サービス利用契約を終了する場合

通所サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合で通所サービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、通所サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合……入所日の翌日
- ・ 利用者が(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症型対応型共同生活介護を受けることとなった場合……利用日の翌日
- ・ 事業対象者でない利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合…非該当となった日
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合……死亡日の翌日

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なく通所サービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座に通所サービスを終了することができます。
- ・ 利用者が、通所サービス利用料金の支払いを30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なく通所サービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院又は病気等により3ヶ月以上にわたり通所サービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者やご家族等が当事業者や当事業所、通所サービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

います。

5 当施設の通所サービスの特徴等

別添の資料【別紙2】をご覧ください。

6 健康上の理由による中止

- ① 風邪等、病気の際は、通所サービスの提供をお断りする事があります。
- ② 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、通所サービス内容の変更または中止を行うことがあります。
- ③ 利用中に体調が悪くなった場合、通所サービスを中止する事があります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また必要に応じて速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

緊急連絡先①	氏名			続柄
	住所			
	電話番号	自宅	—	—
		携帯	—	—
職場等		—	—	

緊急連絡先②	氏名			続柄
	住所			
	電話番号	自宅	—	—
		携帯	—	—
職場等		—	—	

主治医	病院または診療所名			
	医師名			
	住所			
	電話番号		—	—

7 緊急時の対応方法

通所サービスの提供中、利用者に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ速やかに連絡いたします。

8 第三者による評価の実施状況等

アンケート調査、意見箱等のご利用者の意見等を把握する仕組み	あり
埼玉県福祉サービス第三者評価の実施・及び結果の公表	なし
その他機関による第三者評価の実施・及び結果の公表	なし

9 身体拘束に関する事項

事業所は、「通所介護サービス」の提供を行っている時に、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録するものとします。

10 虐待の防止に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のための必要な措置

サービス提供中に、事業所職員又は、養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報します。

虐待防止に関する責任者 施設長

11 感染対策に関する事項

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (4) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12 業務継続に向けた取り組みに関する事項

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサ通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 暴力団員等の排除に関する事項

事業所及びその従業者は、埼玉県暴力団排除条例(平成 23 年条例第 39 号)、及び入間市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 20 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員及び同条例第 3 条第 2 項に規定する暴力団関係者であってはならず、並びにこれらの者と不適切な関係を有してはならないものとする。